

2. 河川整備の実施に関する事項

2-1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

2-1-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 洪水時の流量を調節するための対策

河川整備計画の目標流量に対応するため、既設の岩尾内ダムや堤防整備、河道掘削などとともにサンルダムを建設し、ダム下流の名寄川及び名寄川合流後の天塩川の洪水被害の軽減を図る。

これにより、誉平地点における河川整備計画の目標流量 $4,400\text{m}^3/\text{s}$ のうち、岩尾内ダム及びサンルダムで $500\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $3,900\text{m}^3/\text{s}$ とする。同様に名寄大橋地点における目標流量 $2,000\text{m}^3/\text{s}$ のうち、岩尾内ダムにより $200\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,800\text{m}^3/\text{s}$ とする。また、名寄川の真勲別地点における目標流量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ のうち、サンルダムにより $300\text{m}^3/\text{s}$ を調節して、河道への配分流量を $1,200\text{m}^3/\text{s}$ とする。

なお、河川整備基本方針の目標に対しては、誉平地点の基本高水のピーク流量 $6,400\text{m}^3/\text{s}$ に対し、岩尾内ダム及びサンルダムの洪水調節施設で $700\text{m}^3/\text{s}$ の調節を図り、河道への配分流量は $5,700\text{m}^3/\text{s}$ となる。同様に、名寄大橋地点において基本高水のピーク流量 $3,300\text{m}^3/\text{s}$ に対し、岩尾内ダムにより $500\text{m}^3/\text{s}$ の調節を図り、河道への配分流量は $2,800\text{m}^3/\text{s}$ となる。また名寄川真勲別地点において、基本高水ピーク流量 $1,800\text{m}^3/\text{s}$ に対し、サンルダムによって $400\text{m}^3/\text{s}$ の調節を図り河道への配分流量は $1,400\text{m}^3/\text{s}$ となる。



図 2-1 岩尾内ダム及びサンルダム位置図



岩尾内ダム



サンルダムの完成予想図

サンルダムは、以下の機能を有する多目的ダムである。

- ・洪水調節
サンルダムの建設される地点における計画高水流量 $700\text{m}^3/\text{s}$ のうち $610\text{m}^3/\text{s}$ の洪水調節を行う。
- ・流水の正常な機能の維持
下流の河川環境の保全や既得用水の補給等流水の正常な機能の維持と増進を図る。
- ・水道
名寄市の水道用水として、名寄市真勲別地点において新たに最大 $3,700\text{m}^3/\text{日}$ 、下川町の水道用水として、下川町北町地点において新たに最大 $530\text{m}^3/\text{日}$ の取水を可能とする。
- ・発電
北海水力発電株式会社が、サンルダムの建設に伴って新設するサンル発電所において、最大出力 $1,400\text{kW}$ の発電を行う。
注) 水道・発電については現基本計画(平成7年)より記載。

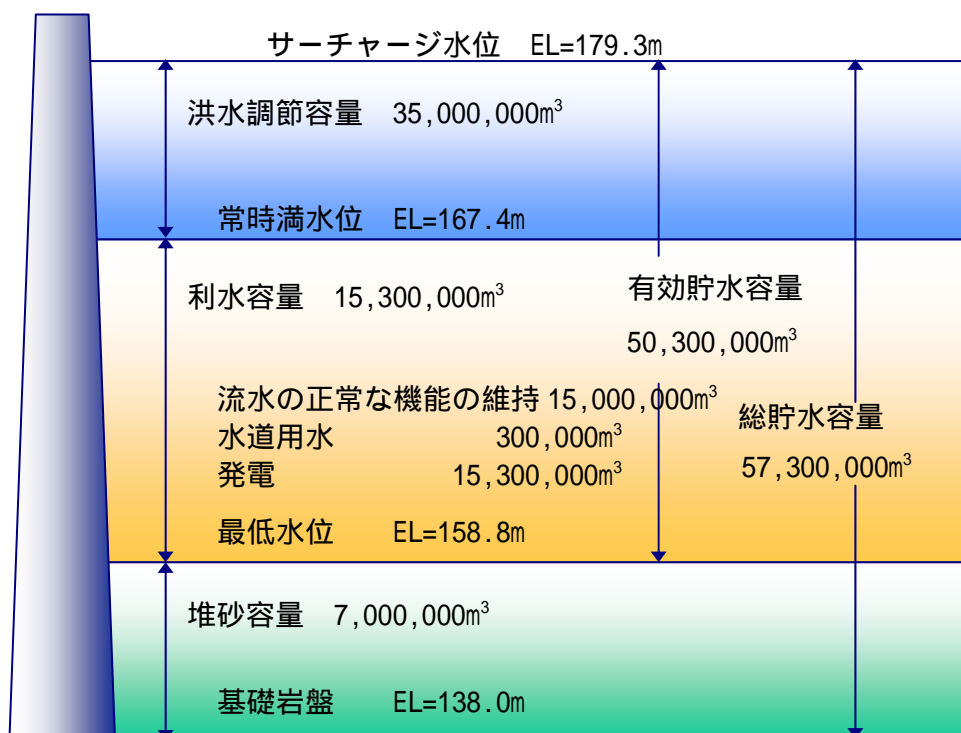


図 2-2 サンルダムの貯水池容量配分図

注) 利水計画等の変更により、記載内容を変更することがある。標高は、旧基本水準点による。

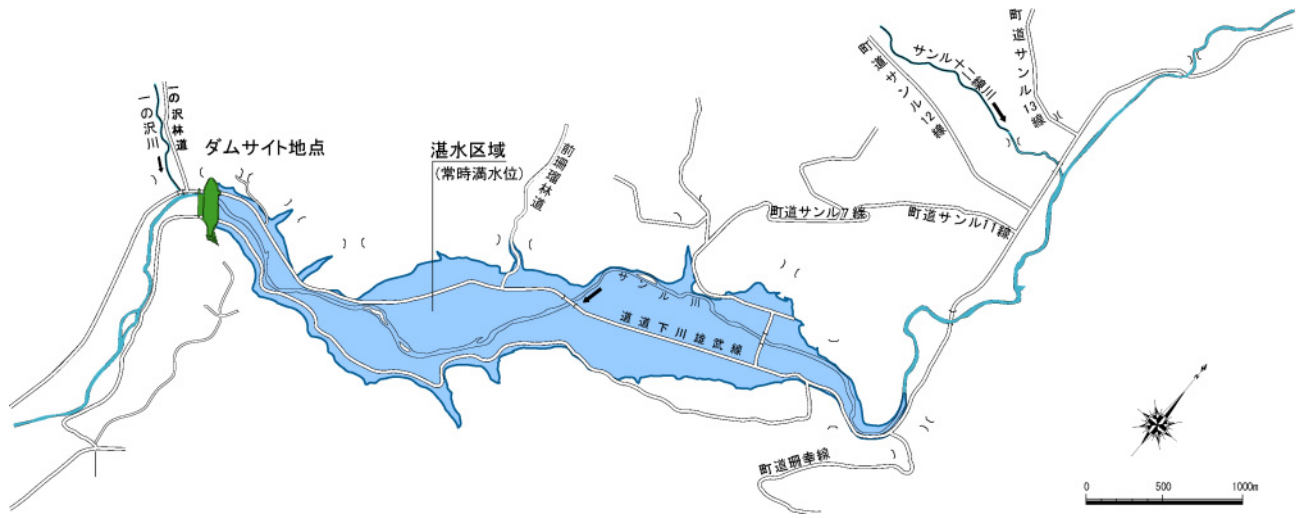


図 2-3 サンルダム貯水池平面図

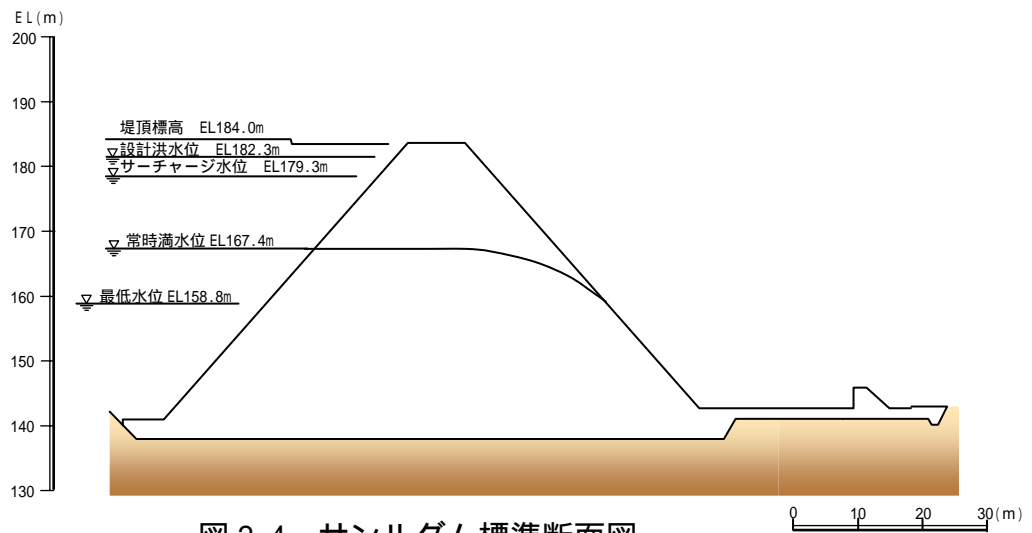


図 2-4 サンルダム標準断面図

注) 利水計画等の変更により記載内容を変更することがある。標高は、旧基本水準点による。

表 2-1 サンルダムの諸元

ダム形状	重力式コンクリートダム
堤 高	約 46m
堤 頂 長	約 350m
堤 体 積	約 480 千 m ³
集 水 面 積	約 182.5km ²
湛 水 面 積 (常時満水位)	約 2.2km ²

注) 利水計画等の変更により、記載内容を変更することがある。

なお、サンルダム建設事業については、「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱(昭和59年閣議決定)」に基づき、平成7年に環境影響評価手続きを完了している。

引き続き、各種の環境調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、ダム本体や付替道路等の工事にあたっては、環境への影響を極力軽減するよう保全対策を実施し、ダム完成後についても、選択取水等により水質等の河川環境の保全に努める。

また、サンル川流域においてサクラマスが遡上し、産卵床が広い範囲で確認されているため、サンルダム建設にあたっては魚道を設置し、ダム地点において遡上・降下の機能を確保することにより、サクラマスの生息環境への影響を最小限とするよう取り組む。

さらに、これまでサンルダムにおいては、住民との協働によりダム湖周辺の放牧地や畑地等の跡地における植樹や、ダム湖の水際線付近に冠水に耐久性のあるタチヤナギ等を植栽するなどの湖岸緑化の取り組みを進めてきており、引き続き地域と一体となって環境保全に取り組む。

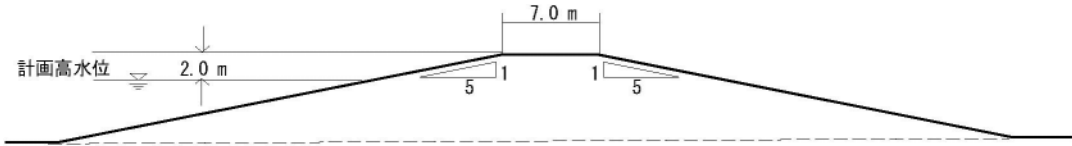
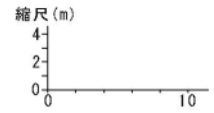
(2) 洪水を安全に流下させるための対策

1) 堤防の整備

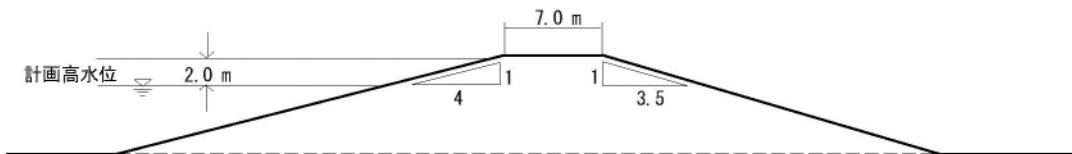
堤防が未整備で河道断面が不足している区間については、新たに堤防を整備する。また、河道への配分流量を安全に流下させるために必要な断面や強度が確保されていない堤防は、拡築や強化など必要な整備を行う。

主として河道の掘削土で作られている堤防は、土質の多様さに加え、工学的にも不明確な場合もあり、さらに下流域には軟弱な地盤等が広く分布することから、堤防の整備にあたっては地質等の調査を行い、必要に応じて対策を行うとともに、堤防整備完成後も点検を行い、質的・量的ともにバランスを図ることとする。

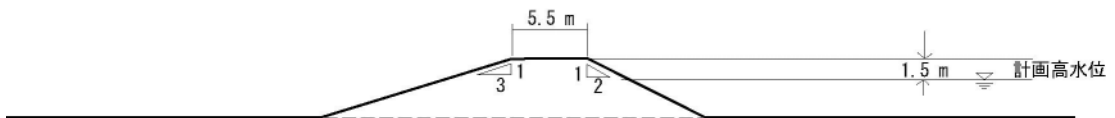
また、堤防の整備に伴い所要の機能が確保できなくなる樋門、橋梁等の構造物については改築等を行うとともに、構造物周辺は必要に応じ護岸等による補強を行う。さらに、堤防防護に必要な高水敷幅を確保できない区間や河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれるおそれのある区間は、その対策として河岸保護工を実施する。河岸保護工の実施にあたっては、河道の状況に配慮しつつ、多様性のある河岸の形成に努める。



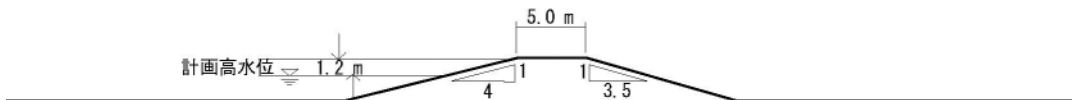
天塩川下流部の代表断面 (KP27.6)



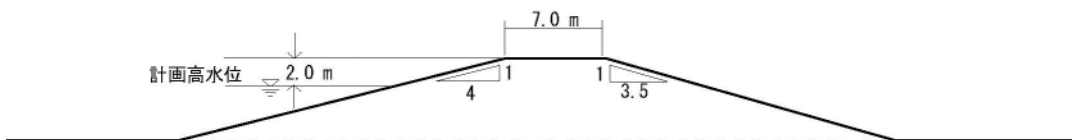
天塩川中流部の代表断面 (KP125.0)



名寄川の代表断面 (KP14.8)



問寒別川の代表断面 (KP2.6)



雄信内川の代表断面 (KP1.2)

図 2-5 堤防の標準断面図

表 2-2(1)堤防整備を実施する区間

河川名	左右岸	実施区間
天塩川	左岸	KP 19.7 ~ KP 23.2
		KP 23.8 ~ KP 29.6
		KP 29.8 ~ KP 30.0
		KP 34.4 ~ KP 37.2
		KP 41.0 ~ KP 42.2
		KP 48.6 ~ KP 61.7
		KP 89.6 ~ KP 94.5
		KP 106.9 ~ KP 109.7
		KP 110.9 ~ KP 116.4
		KP 117.0 ~ KP 121.8
		KP 132.5 ~ KP 135.0
	右岸	KP 13.2 ~ KP 18.8
		KP 22.7 ~ KP 25.5
		KP 25.9 ~ KP 32.1
		KP 45.2 ~ KP 47.5
		KP 48.7 ~ KP 50.5
		KP 51.0 ~ KP 52.7
		KP 53.7 ~ KP 55.2
		KP 57.8 ~ KP 57.9
		KP 64.9 ~ KP 67.6
		KP 90.7 ~ KP 92.5
		KP 93.8 ~ KP 96.8
		KP 106.8 ~ KP 108.5
		KP 111.6 ~ KP 112.2
		KP 112.9 ~ KP 114.4
		KP 117.4 ~ KP 119.5
KP 120.2 ~ KP 125.9		
KP 127.6 ~ KP 127.8		
KP 133.6 ~ KP 135.0		
名寄川	左岸	KP 14.3 ~ KP 15.2
問寒別川	左岸	KP -1.8 ~ KP 2.4
	右岸	KP -1.8 ~ KP 2.6
雄信内川	左岸	KP -0.2 ~ KP 2.0
	右岸	KP -0.2 ~ KP 2.0

注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

表 2-2(2)堤防整備の対象となる2条7号区間を有する支川

河川名	整備対象延長(km)	河川名	整備対象延長(km)
円山ウブシ川	0.7	イオナイ川	1.3
東六線川	1.2	ペンケニウブ川	0.8
円山赤川	1.6	矢文川	0.5
宇戸内川	0.7	サンル川	0.6
パンケナイ川	0.8	下川ペンケ川	1.1
銅蘭川	0.2	タヨロマ川	6.2
安平志内川	2.2	新タヨロマ川	3.1
ルベシベ川	0.5	オーツナイ川	1.3
音威子府川	1.1	初茶志内川	1.3
ウルベシ川	1.4	ワッカウエンナイ川	0.8
美深川	0.8	東内大部川	0.8
川西六線川	0.5	ヌプリシロマナイ川	0.6

注) 2条7号区間：河川法施行令2条7号に定める区間

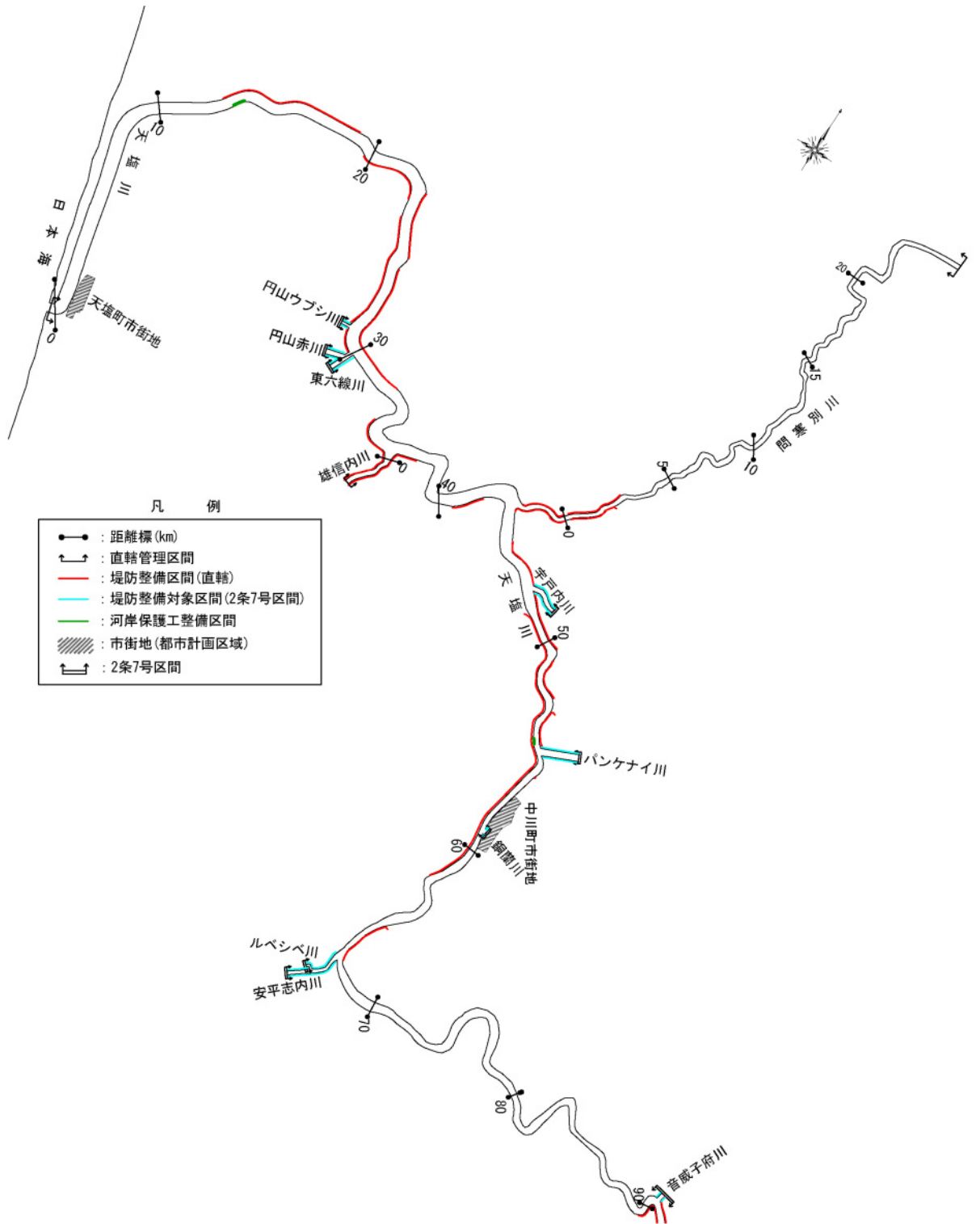


図2-6-1 堤防の整備(拡築等)を実施する区間 1/3

注)実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

凡 例	
	: 距離標 (km)
	: 直轄管理区間
	: 堤防整備区間(直轄)
	: 堤防整備対象区間(2条7号区間)
	: 河岸保護工整備区間
	: 市街地(都市計画区域)
	: 2条7号区間

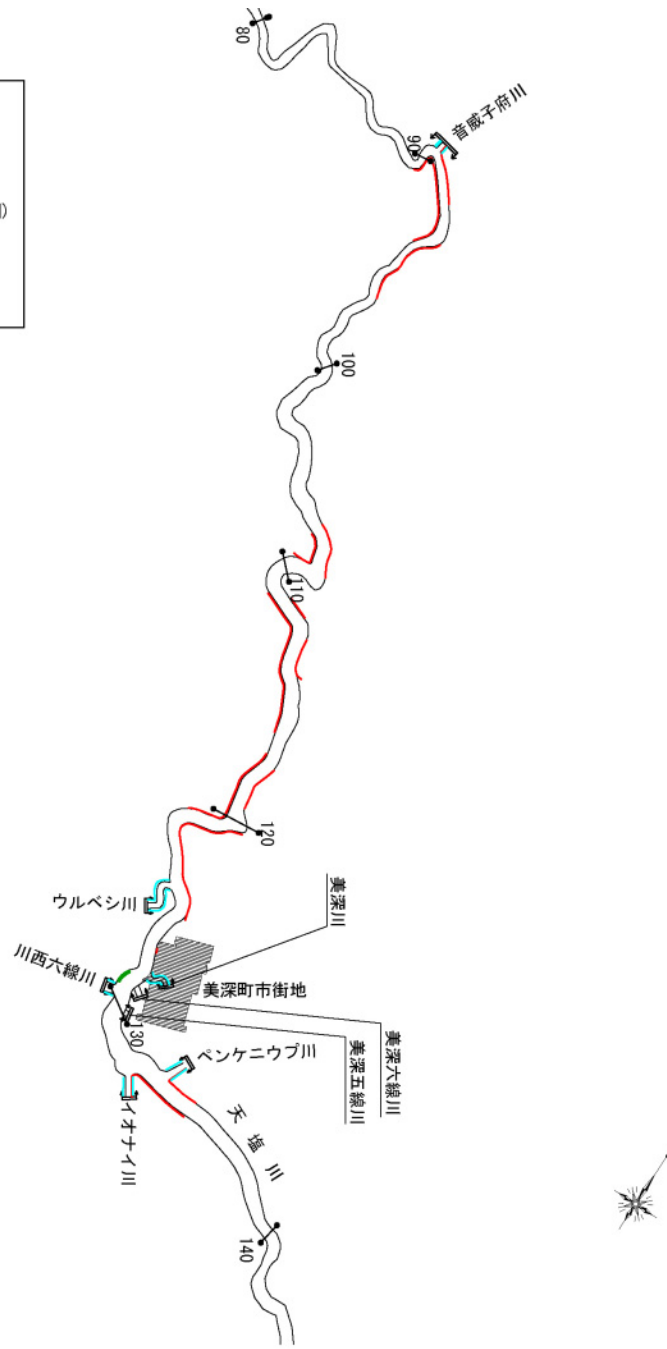


図2-6-2 堤防の整備(拡築等)を実施する区間 2/3

注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

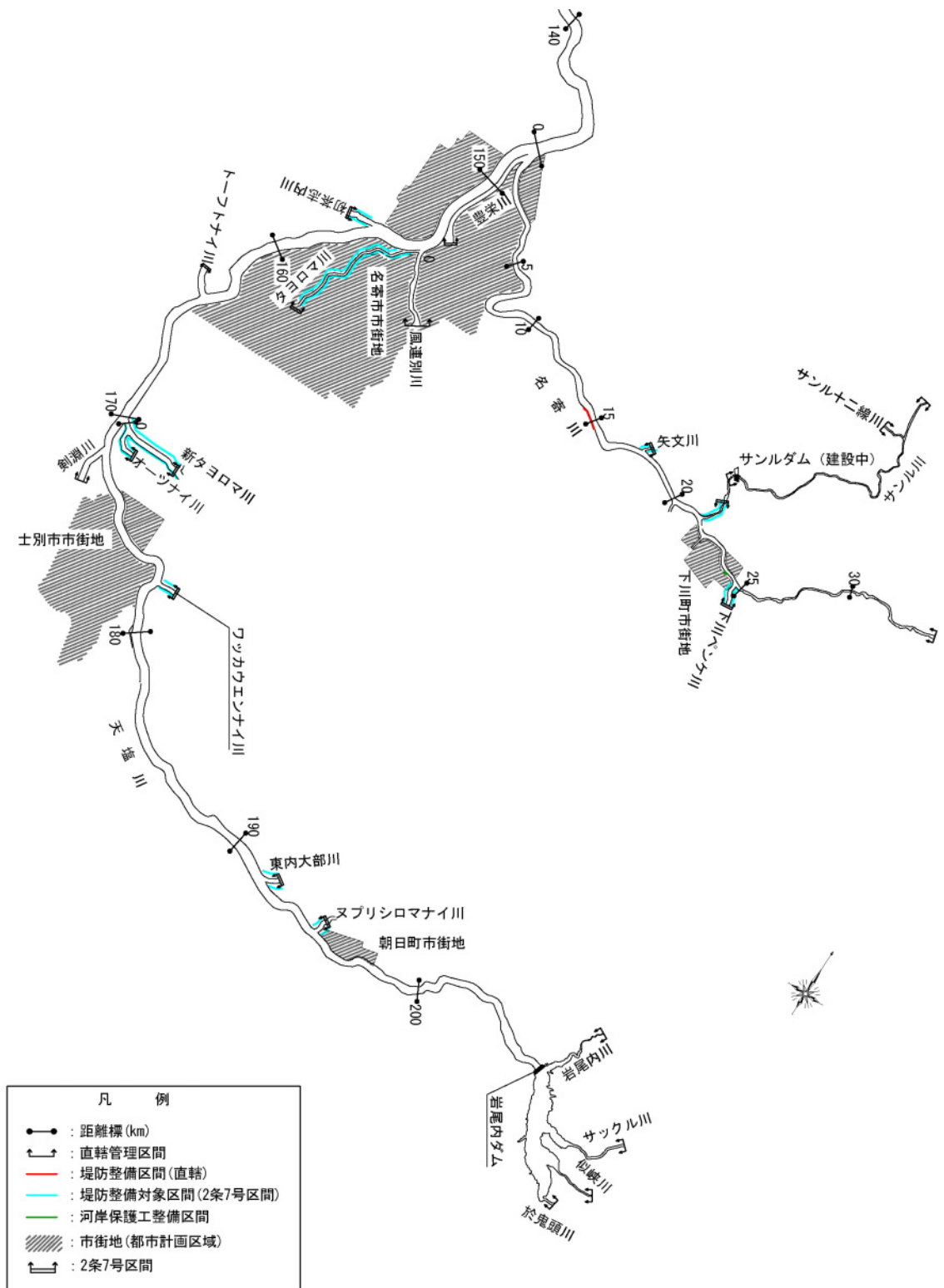


図2-6-3 堤防の整備(拡築等)を実施する区間 3/3

注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

2) 河道の掘削

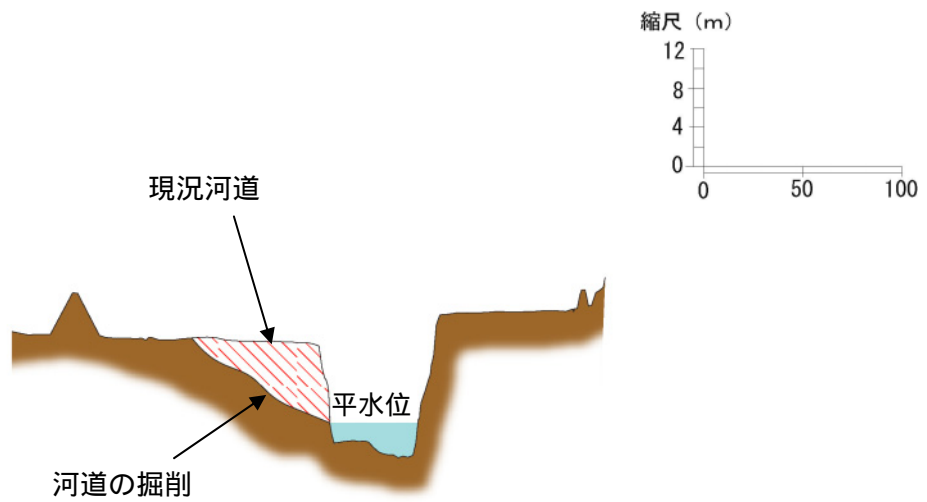
河道断面が不足している区間では、河道への配分流量が安全に流下できるよう掘削を行う。掘削にあたっては、高水敷の広い区間等では掘削形状を工夫することにより冠水頻度を高め、水域から陸域へ徐々に移行する多様性のある河岸の形成に努めるとともに、魚類等の生息の場となっている水際、テッシ、瀬と淵、河畔林等の保全に努める。

また、河道の掘削に伴い所要の機能の確保ができなくなる橋梁等の構造物については関係機関と調整し改築等を行うとともに、構造物周辺は必要に応じ護岸等による補強を行う。

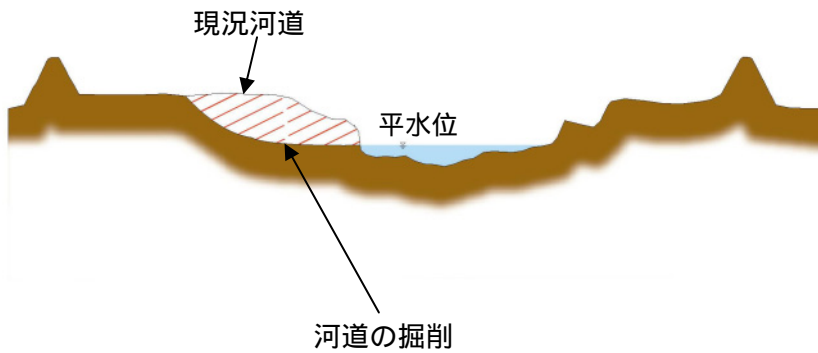
表 2-3(1) 河道の掘削(河道断面の確保対策)を実施する区間

河川名	実施区間	
天塩川	KP - 0.2	~ KP 0.2
	KP 39.4	~ KP 46.0
	KP 103.0	~ KP 116.8
	KP 117.2	~ KP 124.8
	KP 126.4	~ KP 128.2
	KP 129.4	~ KP 130.0
	KP 139.2	~ KP 140.2
	KP 146.6	~ KP 148.0
	KP 202.4	付近
	KP 203.4	~ KP 204.0
	KP 206.4	~ KP 206.6
名寄川	KP 6.4	~ KP 7.0
	KP 10.6	~ KP 11.0
	KP 11.2	~ KP 13.2
	KP 13.6	~ KP 15.4
	KP 23.6	~ KP 25.2

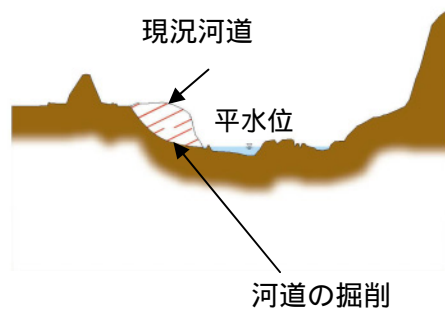
注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。



(1) 天塩川下流 (KP42 付近)



(2) 天塩川上流 (KP109 付近)



(3) 名寄川 (KP11 付近)

図 2-7 河道の掘削のイメージ図

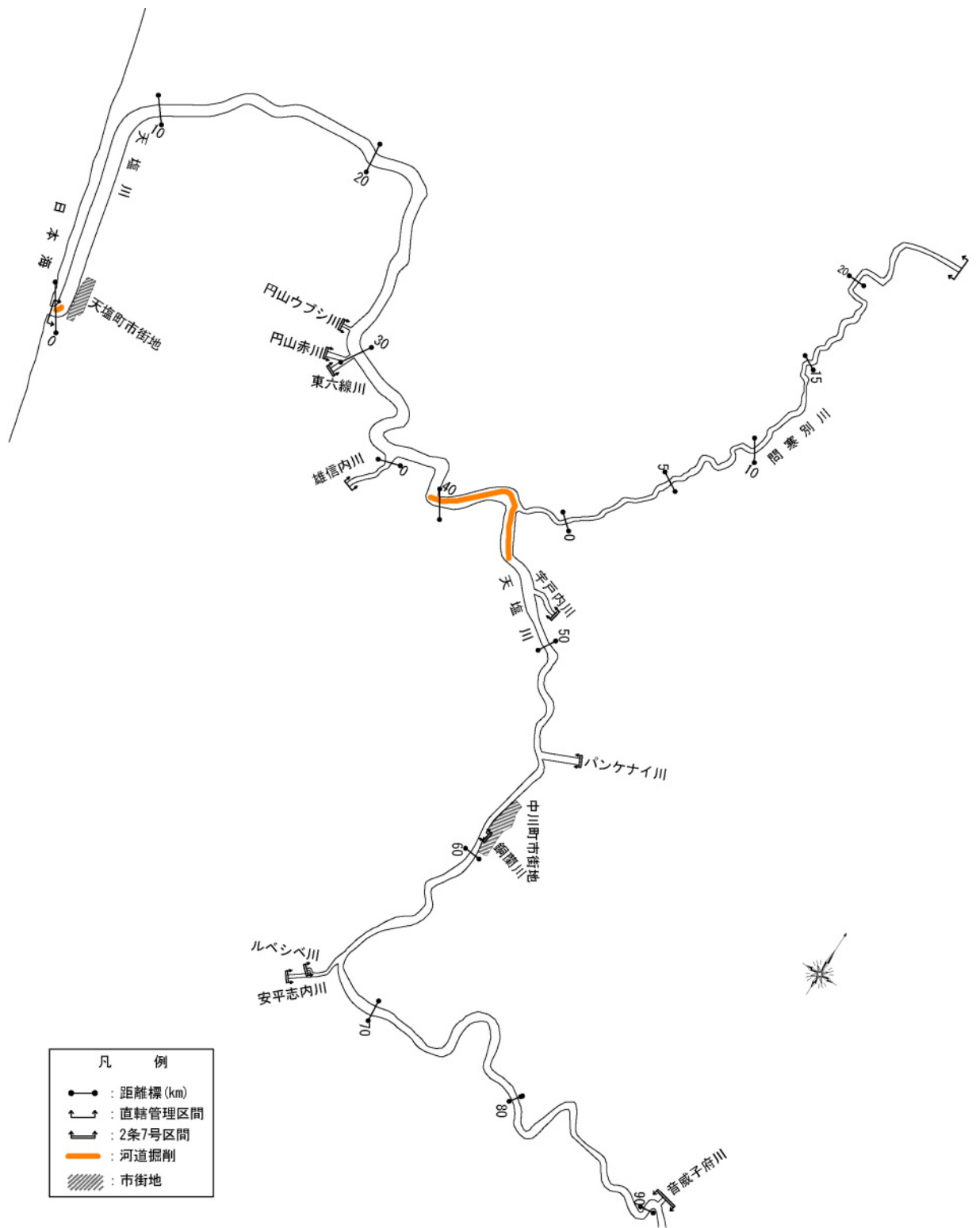


図2-8-1 河道の掘削を実施する区間 1/3

注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

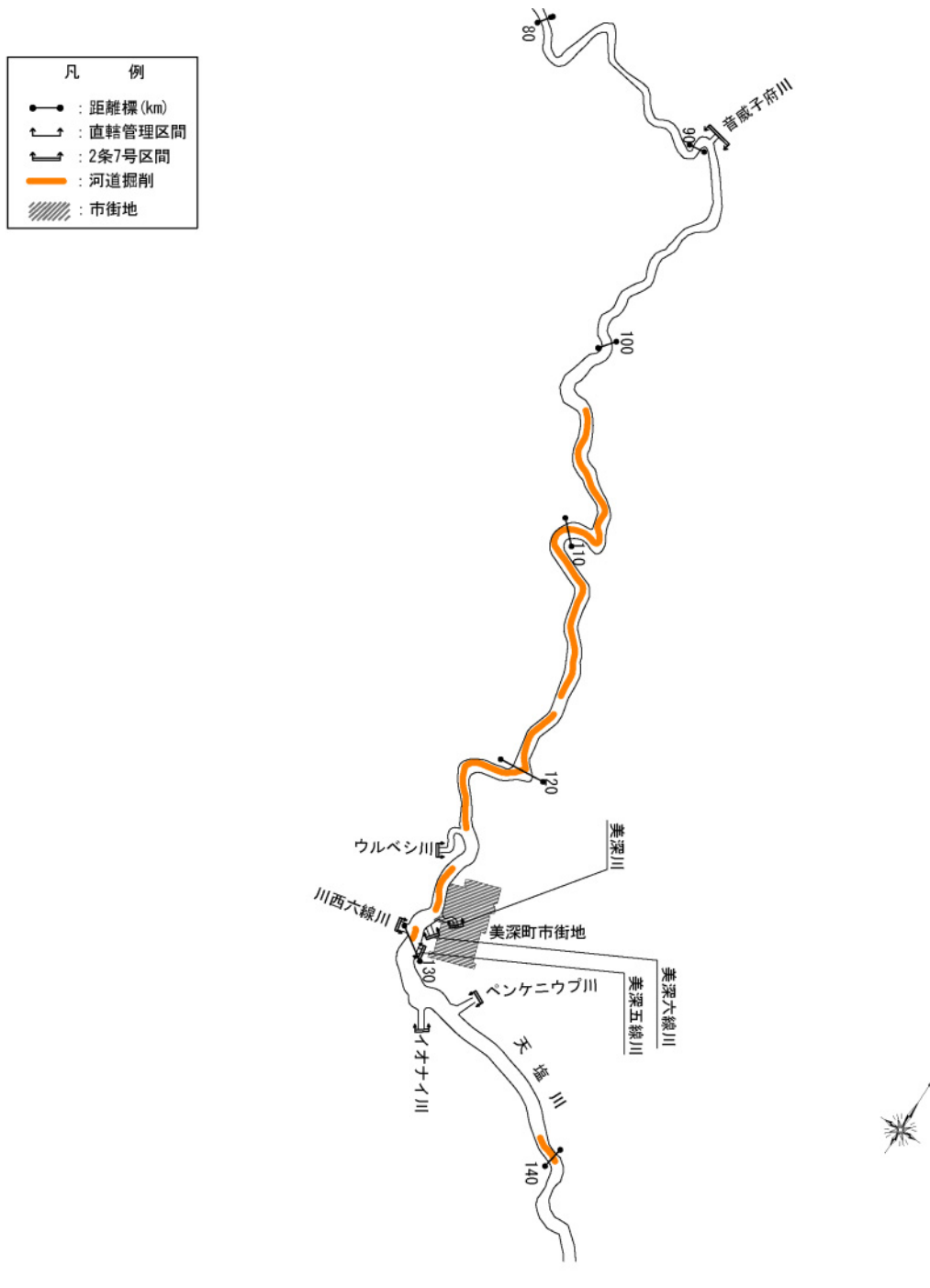


図2-8-2 河道の掘削を実施する区間 2/3

注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

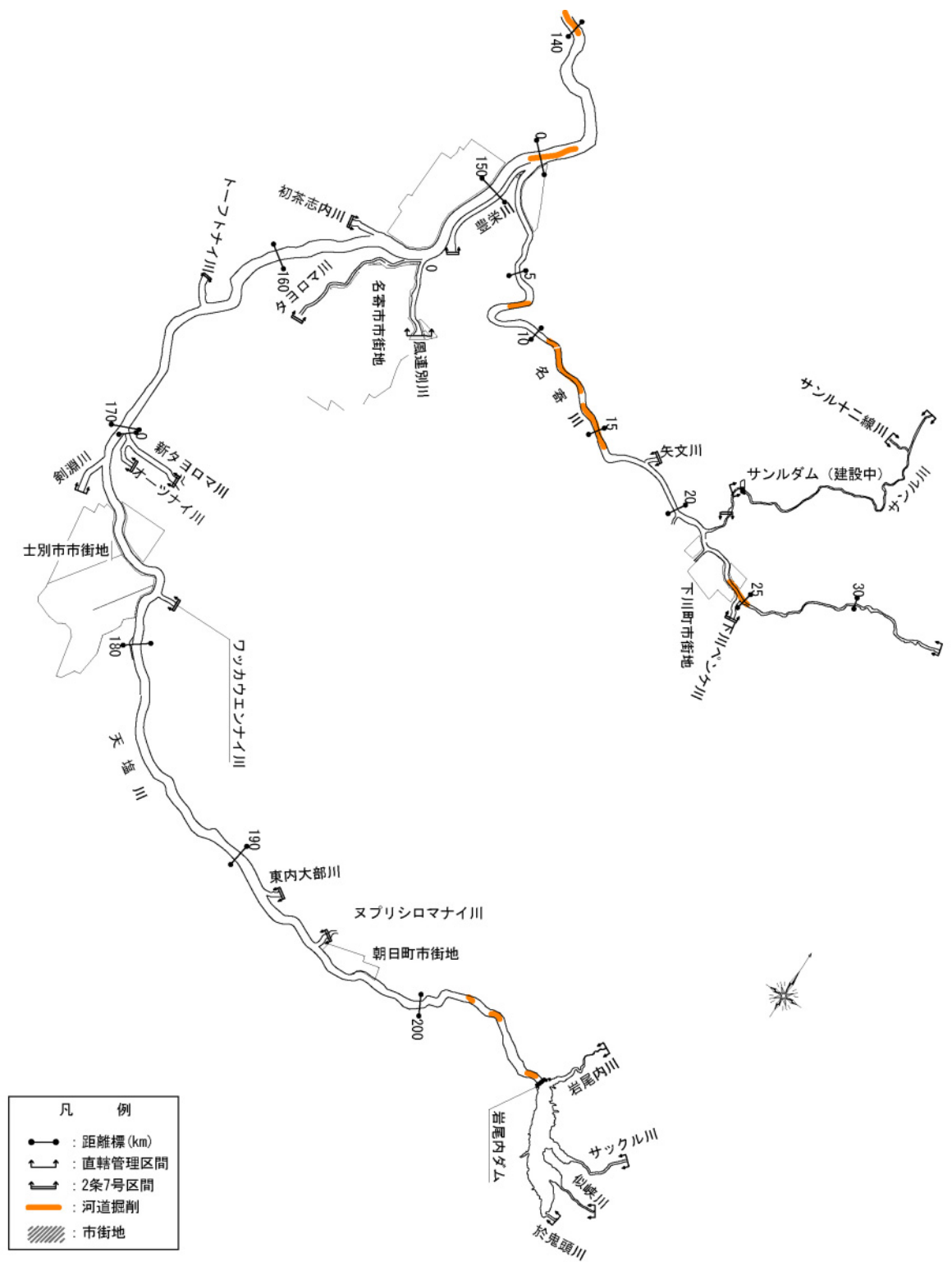


図2-8-3 河道の掘削を実施する区間 3/3

注) 実施にあたっては、今後の調査結果等により、新たに工事が必要となる場合や内容が変更となる場合がある。

(3) 内水対策等

天塩川及びその支川においては、内水被害形態の変化を随時把握し、必要に応じ関係機関と連携し、その被害軽減に努める。

救急内水排水場や排水機場及び河川管理者や自治体が保有する排水ポンプ車等を活用し、円滑かつ迅速に内水を排除する。このため、内水氾濫時にポンプ車、クレーン車等の大型車両が進入、作業できない箇所について必要な進入路、作業ヤード、釜場等を整備する。



樋門釜場



排水ポンプ車による排水



排水ポンプ車による排水

(4) 広域防災対策

計画規模を上回る洪水や整備途上段階に施設能力以上の洪水が発生した場合でも被害をできるだけ軽減するよう以下の整備を行う。

1) 河川防災ステーション、水防拠点等の整備

災害時における水防活動や災害復旧の拠点として、水防作業ヤードや土砂、麻袋などの緊急用資材の備蓄基地を整備するとともに、それらに加えて災害情報の集配機能、水防団の活動拠点機能、物資輸送の基地機能等の水防活動等を支援する機能などを併せ持つ拠点として、河川防災ステーションを関係機関と連携して整備する。なお、平常時においても関係機関と連携し、水辺の憩いなどの場として活用を図る。

また、非常用の土砂等を整備するために堤防に設ける側帯についても、河川周辺の土地利用を考慮して計画的に整備する。

これらの整備にあたっては、必要に応じ避難場所として活用できるよう整備する。

表 2-4 河川防災ステーション・水防拠点の場所等

(河川防災ステーション)

名称	場所	主な整備の内容
土別河川防災ステーション	土別市	水防作業ヤード 緊急用資材備蓄基地 水防活動支援機能など

(水防拠点)

河川名	主な整備の内容
天塩川流域	水防作業ヤード 緊急用資材備蓄基地など

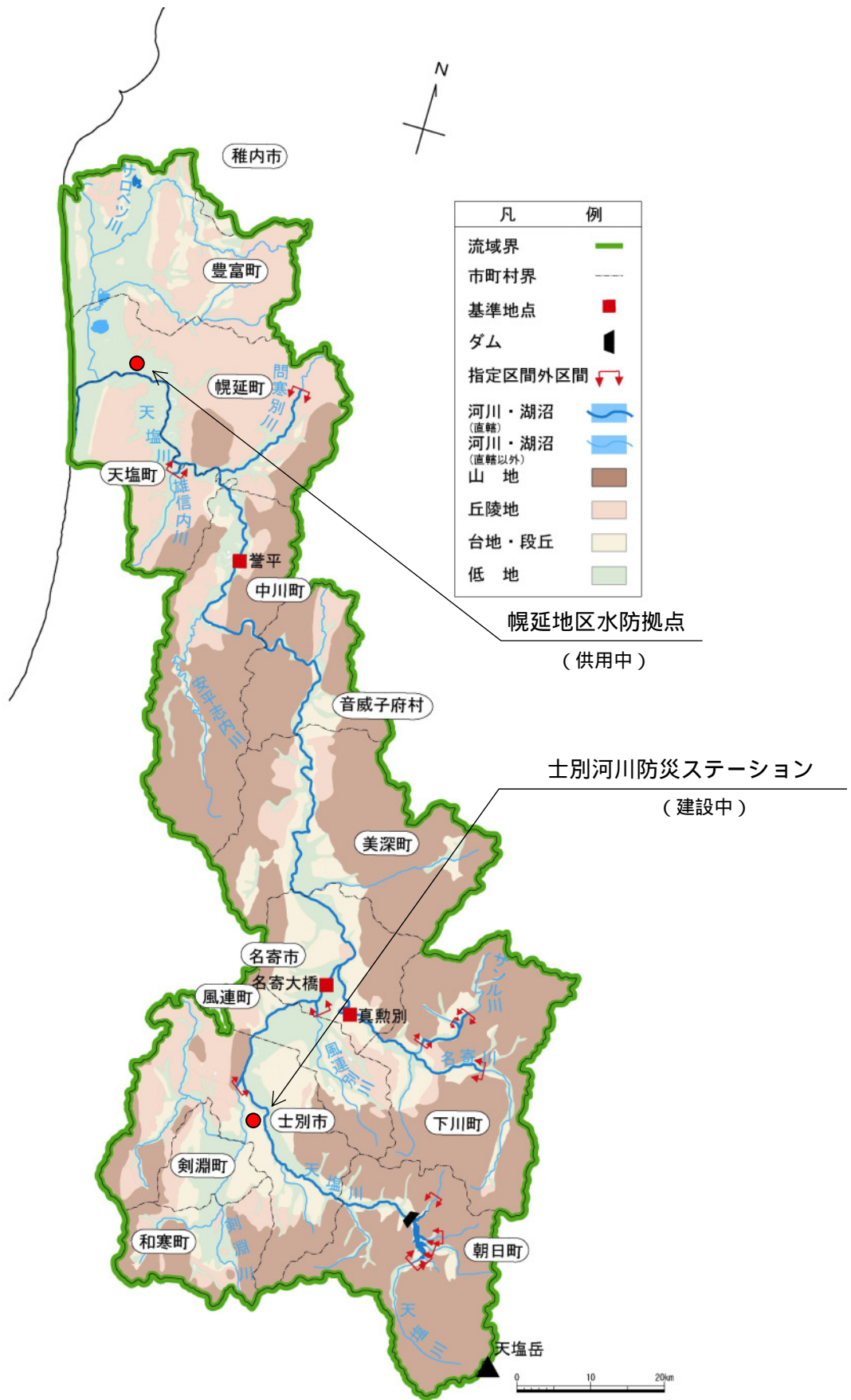


図 2-9 防災ステーション・水防拠点位置図

2) 車両交換所の整備

迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、水防資機材運搬車両等の運行に必要となる方向転換場所（車両交換所）を計画的に整備する。

3) 光ファイバー網等の整備

天塩川は長大河川であるため、広範囲にわたる水位・雨量・画像などの河川情報をリアルタイムに収集・監視を行うとともに、これらの情報を関係機関に迅速、的確に伝達し、水防活動や避難誘導等に活用する必要がある。

このため、観測設備、監視カメラ、光ファイバー網等を整備するとともに、遠隔操作等の河川管理業務の高度化を図る。

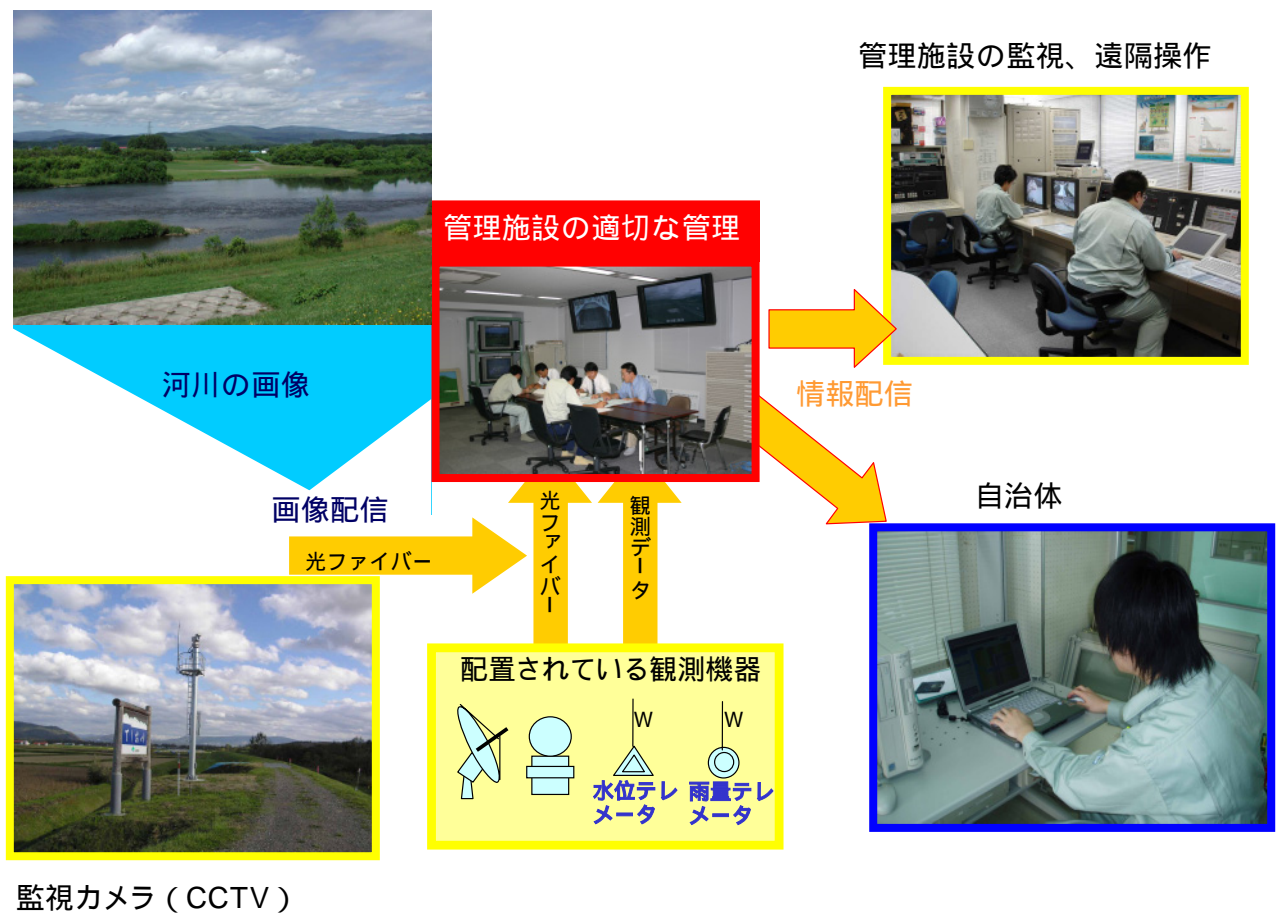


図 2-10 光ファイバー網による河川情報の収集・伝達のイメージ図

2-1-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

サンルダムを建設し、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給、発電を行う。このことにより、流水の正常な機能を維持するために必要な流量として美深橋地点において概ね $20\text{m}^3/\text{s}$ 、真勲別地点においてかんがい期最大概ね $6.0\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期概ね $5.5\text{m}^3/\text{s}$ を確保し、既得用水や新規用水の安定供給、生物の生息・生育環境の保全等を図る。

2-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水際の多様化

天塩川の水際から高水敷にかけては、河畔林が分布している。これらは、多様な生物の生息・生育の場の形成、洪水流勢の緩和、良好な景観の形成、自然との豊かなふれあいの場の提供など多様な機能を有している。一方、河畔林が洪水の安全な流下に支障を及ぼさないよう治水面との整合を図りつつ、これらの機能の保全を考慮した河川の整備や管理が必要である。

このため、河道の掘削等にあたっては、水際の冠水頻度を高めるような掘削を行うことにより、多様性のある河岸の形成に努めるとともに、河道内の樹木は、洪水の安全な流下に支障とならない範囲で縦断的な連続性並びに周辺樹林地との連続性に努める。

なお、樹種や樹木の大きさ、位置や密度などを踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

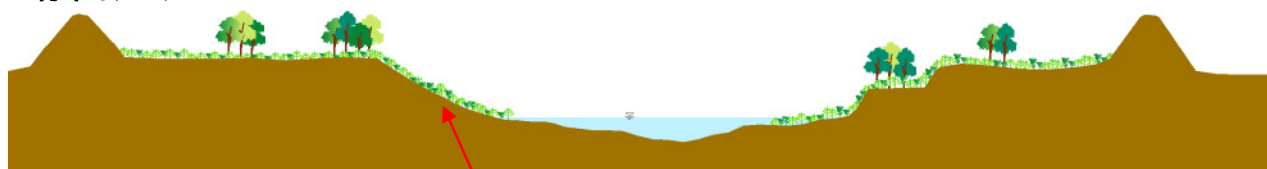
掘削イメージ



河積確保のために低水路拡幅、中水敷掘削を行う

凡 例	
	保 全
	伐 採

将来イメージ



多様性のある河岸を形成

図 2-11 水際の多様化のイメージ図

(2) サンプルダム建設事業における取り組み

サンプルダム建設事業については、「建設省所管事業に係る環境影響評価実施要綱（昭和59年閣議決定）」に基づき、平成7年に環境影響評価手続きを完了している。

引き続き、各種の環境調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、ダム本体や付替道路等の工事にあたっては、環境への影響を極力軽減するよう保全対策を実施し、ダム完成後についても、選択取水等により水質等の河川環境の保全に努める。

これまでサンプルダムにおいては、住民との協働によりダム湖周辺の放牧地や畑地等の跡地における植樹や、ダム湖の水際線付近に冠水に耐久性のあるタチヤナギ等を植栽するなどの湖岸緑化の取り組みを進めてきており、引き続き地域と一体となって環境保全に取り組む。

(3) 魚がのぼりやすい川づくり

天塩川やその支川ではサケ・サクラマスの上流や自然産卵、カワヤツメなどの生息を確認している。これらの生息環境を維持するためには、流況や河床を適切に維持することに加え、天塩川とその支川や流入水路等において移動の連続性を確保することが重要である。

このため、風連20線堰提、下土別頭首工、剣和頭首工、土別川頭首工、東土別頭首工等において施設管理者と調整・連携し、魚道の整備など魚類等の移動の連続性確保を図る。また、上流の支川などで、横断工作物等の影響で遡河性魚類の上流がさまたげられている箇所がある。このため、関係機関と調整・連携し、横断工作物や樋門地点等において魚類等の移動の連続性確保に努める。

また、サンプル川流域においてサクラマスが上流し、産卵床が広い範囲で確認されているため、サンプルダム建設にあたっては魚道を設置し、ダム地点において上流・降下の機能を確保することにより、サクラマスの生息環境への影響を最小限とするよう取り組む。



風連20線堰堤

(4) 河川景観の保全と形成

河川景観については、流域特性や土地利用、地域の歴史・文化等との調和を図りつつ、その保全に努めることを基本とする。

天塩川の河川景観を特徴づける、テッシや河畔林、旧川については治水面と整合を図りつつ、その保全に努める。なお、サロベツ湿原については、関係機関と連携しその保全に努める。



天塩川に点在する露岩地形
(楠の瀬)



河畔林が連続して形成される中流部

(5) 旧川及び汽水域での環境の保全

旧川については、地域と協力して水質維持に努めるものとする。また良好な生物生息環境を有する旧川については、旧川環境の保全や整備に努める。

天塩川河口付近の感潮区間では、ヤマトシジミをはじめとする汽水性の多様な生物環境があるため、生物生息環境の調査を行い、関係機関と連携して汽水域の良好な環境の保全・整備に努める。

(6) 人と川とのふれあいに関する整備

地域や市民団体と連携し、天塩川の豊かな自然環境を、人と河川とのふれあいの場や環境学習の場などとして活用できるよう、風連地区などにおいてできるだけ自然を活かした親水空間の整備に努める。

整備にあたっては、地域のまちづくりとの整合を図りながら、案内看板、駐車場、休憩施設、スロープの整備など既存施設の改善に関係機関、地域住民と連携して取り組むとともに、車椅子の利用者や高齢者など誰もが安心して親しめるよう努める。

また、カヌーの発着可能な河岸保護工や案内看板等による「川の駅」の整備等により、多様化する河川利用の支援に努める。



美深アイランド（美深町）



天塩川のシジミ漁

2-2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

2-2-1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

(1) 河川情報の収集・提供

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳を整備・保管する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報とともに、良好な河川環境を維持するため、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。なお、河川情報の収集にあたっては、市民団体や地域住民等と連携し、地域固有の情報収集に努める。収集した情報は、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図られるよう電子化を進める。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、ダム貯水位、放流量などに加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設の挙動に関するデータなどの河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網やインターネットなどの情報通信網等を用い、あわせて河川防災ステーション等と連携して、関係機関や住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

さらに、河川整備にあたっては必要に応じて事前・事後調査を実施し、その影響の把握に努め、調査、研究成果等の保存・蓄積を図る。

(2) 河川の維持管理

堤防や高水敷及び低水路については、現状の河川環境と河川空間の利用、周囲の土地利用等を踏まえながら、洪水による被害が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能と河川環境が維持されるよう総合的な視点で維持管理を行う。

また、定期的な河川巡視や市民団体との連携したカヌーによる河川パトロール等により、沈下や漏水などの堤防の異常、河川管理施設の破損、土砂の堆積、ゴミや不法投棄などの異常を早期に発見し、河川管理上支障となる場合は、速やかに必要な対策を実施する。



河川パトロールカーによる巡視



カヌーによる河川パトロール

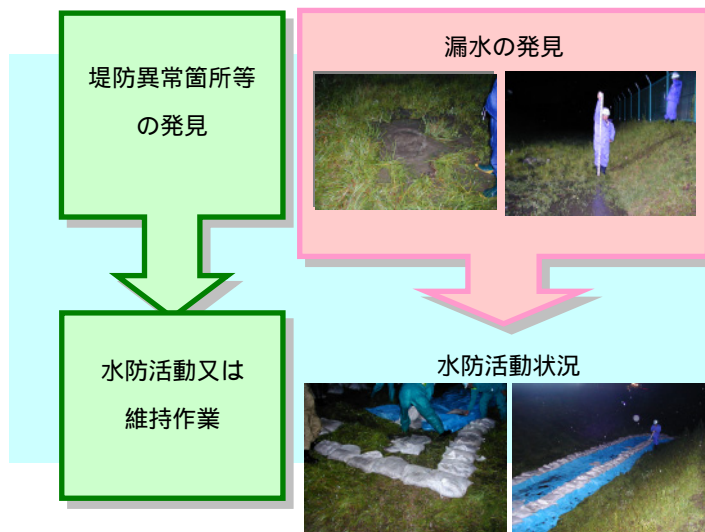


図 2-12 河川巡視のイメージ図

1) 堤防及び河道の維持管理

a) 堤防の除草・維持管理

堤防の機能を維持するとともに、亀裂・法崩れなどの異常を早期に発見するため、堤防の除草を行う。除草時期、頻度は、堤防植生の状況や周辺の環境を考慮して適正に選定する。

河川巡視等により、堤防天端、法面、取付け道路、階段及び堤脚部等に破損が確認された場合は、速やかに補修を行う。

特に天塩川下流の堤防は軟弱地盤上に築造されているため、定期的に現地調査を行い、異常の早期発見に努め、必要な対策を実施する。



堤防天端補修前



樋門補修前



堤防天端補修後



堤防除草

表 2-5 堤防の延長

河川名	延長
天塩川	220.0 km
名寄川	35.1 km
風連別川	6.4 km
雄信内川	4.6 km
問寒別川	22.2 km
2条7号区間 円山ウブシ川外27河川	41.7 km

平成 16 年 3 月現在

b) 河道内樹木の管理

河道内の樹木は、生物の生息・生育環境や河川景観を形成するなど、多様な機能を有している一方で、洪水時には水位の上昇や流木発生の原因となる。

このため、河道内樹木の繁茂状況を随時把握し、洪水の安全な流下に支障とならないよう河道内樹木を適切に管理するものとする。

樹木の管理にあたっては、間伐等のほか、樹木が繁茂する前に伐採を行うなど極力、生態系への影響を小さくするよう努める。

なお、樹種や樹木の大きさ、位置や密度などを踏まえた効果的な樹木管理方法について、引き続き調査・検討を進める。

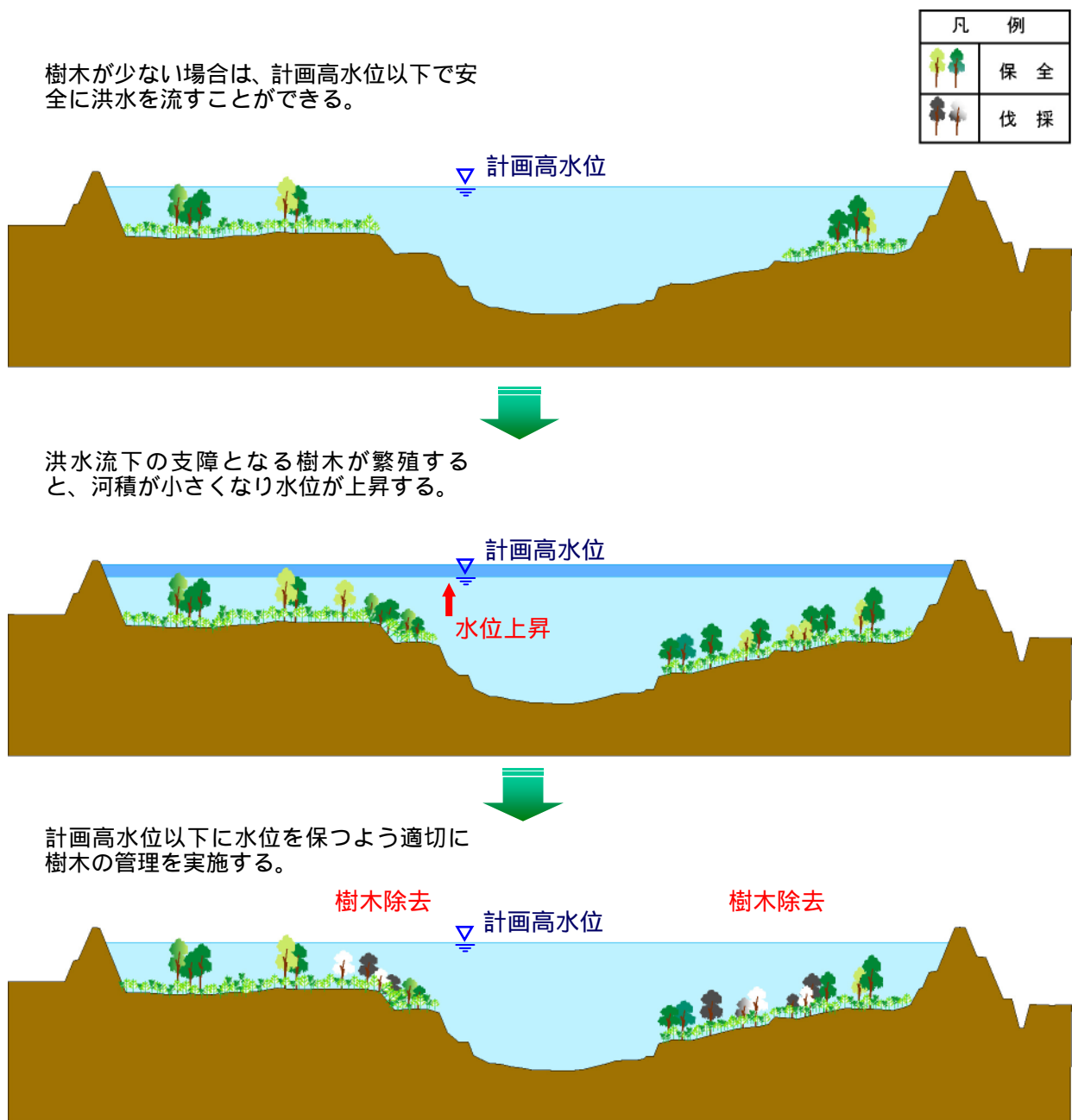


図 2-13 河道内樹木の管理イメージ図

c) 河道の維持管理

定期的に河川巡視や縦横断測量等を行い、河川の利用状況、土砂堆積状況や河床低下などの河道状況を把握するとともに、その状況に応じて適切に措置する。

土砂や流木が堆積し洪水の流下の支障となる箇所は河道整正を実施し、河床洗堀により既設護岸や床止が破損するなど、機能に支障を及ぼすような事態を確認した場合は、適切な方法により補修する。

また、地域住民による河川愛護モニターの配置やNPO等との連携により、維持管理体制の強化を図る。

2) 構造物等の維持管理

ダム、樋門・樋管、排水機場などの構造物が所要の機能を発揮できるように定期的に巡視及び点検・整備を行う。

巡視により、河川管理施設等の状況、河川利用の状況、河岸や河川空間の状況等を把握する。

なお、樋門の操作は、地先の実情に詳しい地域の方に管理を委託しているが、今後、樋門の操作員の高齢化や人員不足が予想されるため、施設の統合や集中管理による遠隔操作化などの省力化、高度化を図るなど、より確実な河川管理施設の操作を行っていく。

岩尾内ダムについては、降雨や貯水池の状況を把握し、治水、利水に寄与するよう適切な維持管理を行う。また、小放流設備の整備を行い、関係機関と連携し、下流の河川環境の整備と保全を図る。



内淵救急内水排水場



内淵樋門



砺波樋門

表 2-6 (1) 主な河川管理施設等 (堤防を除く)

河川名	河川管理施設	箇所数
天 塩 川	ダム	1 箇所
	樋門・樋管	26 箇所 (下流) 110 箇所 (上流)
	救急内水対策排水場	4 箇所
	水文観測所	雨量観測所 15 箇所 水位・流量観測所 15 箇所 水質観測所 1 箇所
	床止	1 箇所
	河川防災ステーション	1 箇所 (土別 ~ 建設中)
サ ロ ベ ツ 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所 水位・流量観測所 4 箇所
温 根 別 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所
下 エ ベ コ ロ ベ ツ 川	水文観測所	水位・流量観測所 1 箇所
円 山 ウ ブ シ 川	樋門・樋管	1 箇所
	樋門・樋管	4 箇所
雄 信 内 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所 水位・流量観測所 1 箇所
	樋門・樋管	19 箇所
問 寒 別 川	水文観測所	雨量観測所 4 箇所 水位・流量観測所 3 箇所
	樋門・樋管	1 箇所
安 平 志 内 川	樋門・樋管	2 箇所
	水文観測所	水位・流量観測所 1 箇所
音 威 子 府 川	樋門・樋管	1 箇所
ウ ル ベ シ 川	樋門・樋管	1 箇所
美 深 川	樋門・樋管	4 箇所
美 深 6 線 川	樋門・樋管	1 箇所
美 深 5 線 川	樋門・樋管	1 箇所
仁 宇 布 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所
ペ ン ケ ニ ウ ブ 川	樋門・樋管	1 箇所
	水文観測所	水位・流量観測所 1 箇所
名 寄 川	樋門・樋管	22 箇所
	救急内水対策排水場	1 箇所
	水文観測所	雨量観測所 4 箇所 水位・流量観測所 3 箇所
下 川 ペ ン ケ 川	樋門・樋管	1 箇所
サ ン ル 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所 水位・流量観測所 1 箇所
豊 栄 川	樋門・樋管	2 箇所
	排水機場	1 箇所
風 連 別 川	樋門・樋管	5 箇所
夕 ヨ ロ マ 川	樋門・樋管	15 箇所
新 夕 ヨ ロ マ 川	樋門・樋管	9 箇所
オ ー ツ ナ イ 川	樋門・樋管	4 箇所
初 茶 志 内 川	樋門・樋管	1 箇所
剣 淵 川	樋門・樋管	1 箇所
	水文観測所	雨量観測所 1 箇所 水位・流量観測所 1 箇所
辺 乙 部 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所
ワ ッ カ ウ エ ン ナ イ 川	樋門・樋管	3 箇所
パ ン ケ 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所

平成 16 年 3 月現在

表 2-6 (2) 主な河川管理施設等 (堤防を除く)

河川名	河川管理施設	箇所数
ヌブリシロマナイ川	樋門・樋管	2 箇所
ペンケヌカナンブ川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所
サ ッ ク ル 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所
似 峡 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所 水位・流量観測所 1 箇所
和 寒 川	水文観測所	雨量観測所 1 箇所

平成 16 年 3 月現在

(3) 災害復旧

洪水や地震等により河川管理施設が被害を受けた場合は、速やかに復旧対策を行う。

大規模災害が発生した場合に、河川管理施設や公共土木施設の被災情報を迅速に収集するため、これらの施設の整備・管理等に関して専門の知識を持つ防災エキスパートを活用する。

(4) 危機管理体制の整備

1) 災害時の巡視体制

河川管理施設の状況や異常発生の有無を把握するため、洪水や地震などの災害発生時及び河川に異常が発生した場合またはその恐れがある場合は、迅速かつ的確な巡視を行う。

2) 水災防止体制

地域住民、市民団体、水防団、自治体、河川管理者等が、自助、共助、公助の連携、協働を踏まえつつ、洪水時に的確に行動し、被害をできるだけ軽減するための防災体制や連絡体制の一層の強化を図る。

このため、洪水時の河川の状況や氾濫の状況を迅速かつ的確に把握して、水防活動や避難などの水災防止活動を効果的に行うため、普段から河川管理者が有する雨量や水位などの河川情報をより分かりやすい情報として伝達するとともに、地域の実情に詳しい方等から現地状況等の情報提供を受け、様々な情報を共有する体制の確立に努める。

3) 水防団等との連携

洪水時の水防活動は水防団が主体となり実施している。水防活動を迅速かつ円滑に行うため、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「水防連絡協議会」を定期的に行い、連絡体制の確認、重要水防箇所での合同巡視など水防体制の充実を図る。特に、天塩川は延長が長いことから、背後地の状況を考慮し、重要水防箇所における重点的かつ円滑な水防を行うためには、関係機関と連携を図ることが重要である。また、協議会は、土砂、麻袋などの水防資機材の備蓄状況等に関する情報について共有化を図る。さらに、洪水時には、水防団等が迅速な水防活動を行えるように河川情報を提供する等の支援を行うとともに、水防団等が高齢化している現状を踏まえ、水防活動の機械化などの省力化の支援に努める。



水防工法訓練（天塩川）

4) 洪水予報、水防警報

天塩川及び名寄川は「洪水予報指定河川」に指定されており、気象台と共同して洪水予報の迅速な発令を行うとともに、関係機関に迅速、確実な情報連絡を行い、洪水被害の軽減を図る。

また、水防警報の迅速な発令により円滑な水防活動を支援し、災害の軽減を図る。雨量や水位及び洪水予報などの災害に関する情報を、関係自治体、防災関係機関や報道機関と連携を図りつつ、住民に迅速かつわかりやすく提供できるよう努める。

さらに、出水期前に関係機関と連携し、情報伝達訓練を行う。

洪水予報：洪水のおそれがあると認められるとき、旭川地方気象台と共同で洪水の状況・予測水位等を示し関係機関や市町村に伝達すると共に、メディアを通じて直接住民に知らせる情報。

水防警報：水防活動が必要な場合に、洪水の状況・水位等を北海道・水防管理団体である市町村を通じ水防団等に水防活動の指示を与えることを目的とする情報。

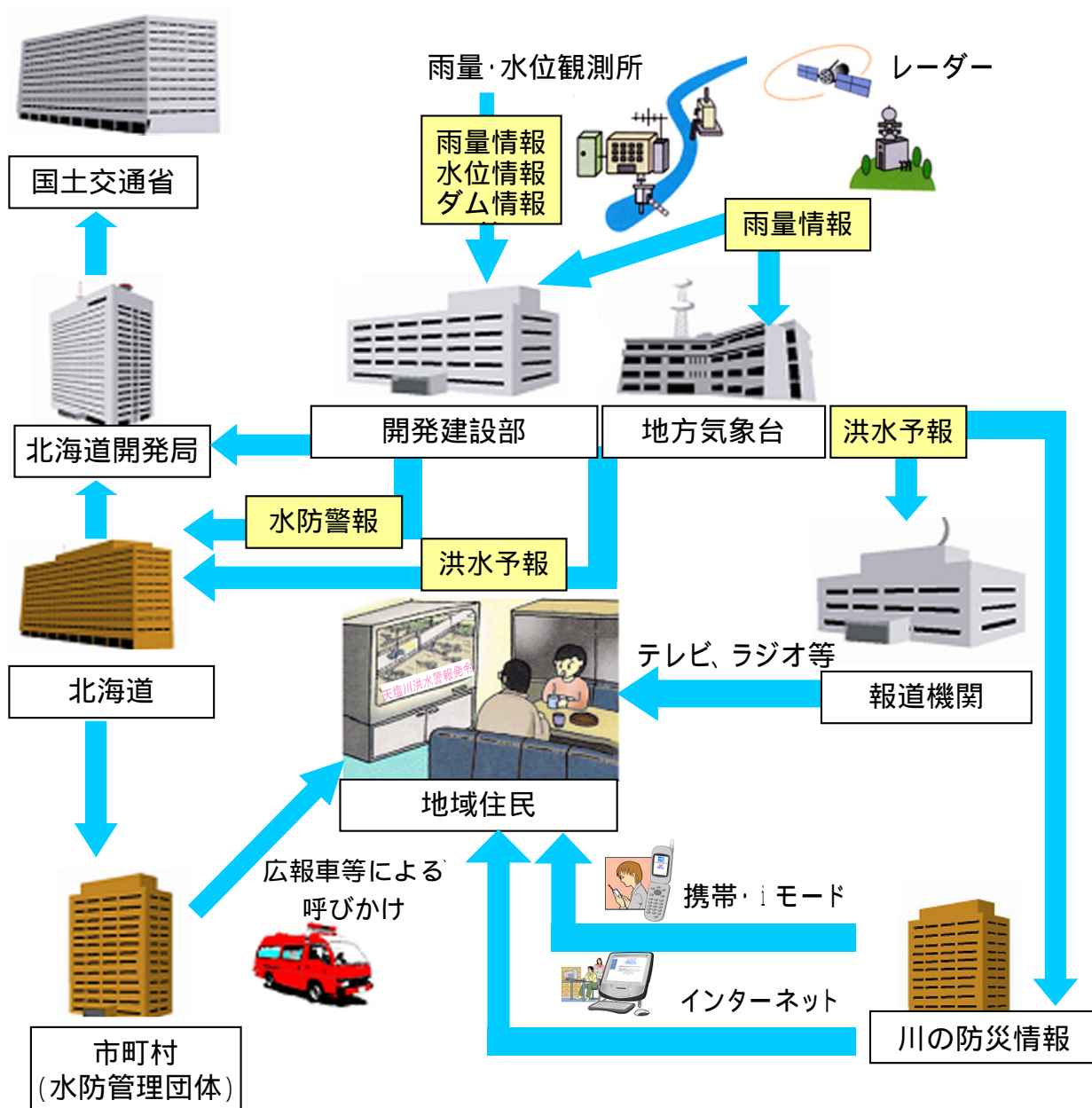


図 2-14 洪水予報の伝達のイメージ図

5) 水防資機材

水防資機材は、円滑な水防活動が行えるよう適正に備蓄する。また、定期的に水防資機材の点検を行い、資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充する。

6) 洪水ハザードマップ

洪水時に適切に対応するため、各自治体の洪水ハザードマップの作成、修正、地域住民に活用してもらうための取り組み等に対し、引き続き支援・協力を行う。

さらに、地域住民、学校、企業等が水害に対する意識を高め、洪水時に自主的かつ適切な行動をとれるよう、洪水ハザードマップを活用した避難訓練、避難計画検討などの取り組みに対し必要な支援・協力を行う。

2-2-2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、並びに河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 水質の保全

水質の保全にあたっては、今後も引き続き水質監視を行うとともに、住民との協働による水質調査を実施し、水質の状況を把握する。また、「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を通じて情報を共有し、地域住民、関係機関等と連携を図り水質の維持に努める。

(2) 水質事故への対応

油類や有害物質等が河川に流出する水質事故は、流域内に生息する魚類等の生態系のみならず水利用者にも多大な影響を与える。このため「北海道一級河川環境保全連絡協議会」等を開催し連絡体制を強化するとともに、定期的に水質事故対策訓練等を行うことにより、迅速な対応ができる体制の充実に努める。

水質事故防止には、地域住民の意識の向上が不可欠であり、関係機関が連携して水質事故防止に向けた取り組みを行う。また、定期的に水質事故対策対応に必要な資機材の保管状況を点検し、不足の資機材は補充する。



油流出事故対策訓練（名寄川）

(3) 渇水への対応

渇水による取水制限は、制限の程度に応じて、地域住民の生活や社会活動、農業生産等に大きな影響を与える。このため既存の水利用協議会や渇水調整協議会等を活用するなどして情報を共有し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実を図る。取水制限が必要となった場合には、水利用協議会や渇水調整協議会等を通じ、渇水調整の円滑化を図るとともに、地域住民に対して合理的な水利用等を呼びかけるなど、流域全体での取り組みに努める。

(4) 河川空間の適正な利用

士別市、名寄市等の市街部付近の河川空間は、地域住民の安らぎと憩いの場として利用されており、引き続きこれらの機能が確保されるよう関係自治体等と連携を図る。

また、天塩川では全国的なカヌー大会が開催されるなど、水面利用がさかんであることから、関係機関と連携して施設の維持管理を行う等、利用の推進に努める。

岩尾内ダム周辺については、地域の水辺空間として利用されており関係機関と連携してこの保全に努める。

なお、北海道と共同して策定した「天塩川水系河川空間管理計画(平成2年3月)」における河川空間の管理及び整備方針に基づき、河川区域の占用許可に際しては、河川空間の適正な利用が図られるよう適切に対処する。また、社会経済情勢等の変化により、必要に応じて地域住民や関係自治体と連携し、空間管理の目標の見直しを行う。

(5) 河川美化のための体制

河川美化のため、河川愛護月間(7月)等を通して河川美化活動を実施すると共に、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。また、市民団体や地域住民と連携して河川空間の維持管理を進める。

ゴミ、土砂などの不法投棄に対しては、地域と一体となった一斉清掃の実施、河川巡

視の強化や悪質な行為の関係機関への通報などの適切な対策を講じる。

(6) 地域と一体となった河川管理

地域住民と協力して河川管理を行うため、地域の人々へ様々な河川に関する情報を発信する。また、地域の取り組みと連携した河川整備等により、住民参加型の河川管理の構築に努める。

さらに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、有機的に連携・協働して効率的かつきめ細かな河川管理を実施する。特に天塩川は河川延長が長く、多くの樋門や内水排除施設等の河川管理施設を有することから、常にその機能が発揮できるように普段から市民団体、地域住民との連携を行う。

また、少子高齢化が進み、旧来型の地域コミュニティが衰退している状況をふまえ、これら多様な主体の参加による連携・協働の取り組みを通して、河川管理にとどまらず防災、教育、社会福祉など様々な面で地域が共に助け合う地域コミュニティの再構築に寄与するよう努める。



河川清掃活動（天塩川）



子供たちによる水生生物調査（天塩川）

7月は河川愛護月間です。

第3回
**天塩川
クリーンアップ
大作戦**

Clean-up the Tesbio river
天塩川の美しい流れを、次代を生きる子供たちに傳いで
ゆくために流域の市町村が一体となって、天塩川や河川
敷の清掃に取り組み「やさしみ」のイベントです。

2004年7月4日(日)
およそ1~2時間程度
午前9:00スタート
【小雨決行】●雨天の場合、7月11日(日)に順延します。

場所 **天塩川及び名寄川、剣淵川**
なお、集合場所など詳しくは、各市町村担当窓口または案内パンフレット、
各市町村発行の広報誌などでご確認ください。
北海道カナディアンカヌークラブの協賛により、川の中からの清掃も行います。

【主催】NPO法人天塩川リバーネットワーク・天塩町・喜望峯町・雄勝町・中川町・音威子府村・美深町・
名寄市・下川町・高遠町・士別市・幌日町・幌町・和寒町
【協賛】旭川開発建設部・環境開発建設部・旭川土木建築所・留萌土木建築所

当日はゴミ拾いのできる服装でご参加ください。軍手、タオル、ゴミ袋は現地に配布致します。